

太子町耐震改修促進計画

平成 28 年 12 月
大阪府太子町

目次

1. はじめに	1
2. 現状と課題	2
1. 住宅	2
2. 多数の者が利用する建築物	6
3. 町有建築物	7
3. 基本的な方針	8
4. 目標	10
5. 目標達成のための具体的な取組み	11
1. 住宅	11
2. 多数の者が利用する建築物	13
3. 町有建築物の耐震化への取組み	14
4. 国及び府有建築物等の耐震化への取組み	14
6. 耐震化の促進への社会環境整備	15
7. その他関連施策の促進	16
1. 居住空間の安全性の確保	16
2. ハザードマップの活用	16
3. 2次構造部材の安全対策	16
8. 推進体制の整備	18
1. 庁内等の連携	18
2. 所管行政庁との連携	18
3. 大阪建築物震災対策推進協議会との連携	19
4. 関係団体との連携	19
5. 自主防災組織、自治会等との連携	19

1. はじめに

平成 7 年の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い命が奪われた。地震による直接的な死者数は 5,502 人、このうち、住宅・建築物の倒壊等による被害者は約 9 割の 4,831 人であったことから、地震による人的被害を減少させるためには、住宅等の耐震化を促進することが重要であると認識され、全国的に耐震化の取組みが進められてきた。

本町では、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき、大阪府の耐震改修促進計画である「大阪府住宅・建築物耐震 10 カ年戦略プラン」（平成 18 年 12 月）を踏まえ、「太子町耐震改修促進計画」を平成 20 年 9 月に策定し、平成 27 年までの 7 年間で、耐震性を満たす住宅・建築物の割合を 9 割にすることを目標に、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んできた。

近い将来、高い確率で発生すると予想されている南海トラフ巨大地震など大規模な地震から住民の生命・財産を守るためには、今後一層の住宅・建築物の耐震化を促進していく必要があることから、大阪府では、新しい考え方の目標を設定し、「住宅建築物耐震 10 カ年戦略・大阪」を策定した。本町でもこれを受け、新たに「太子町耐震改修促進計画」を策定し、安心・安全なまちづくりに取り組むものである。

2. 現状と課題

1. 住宅

(1) 現状

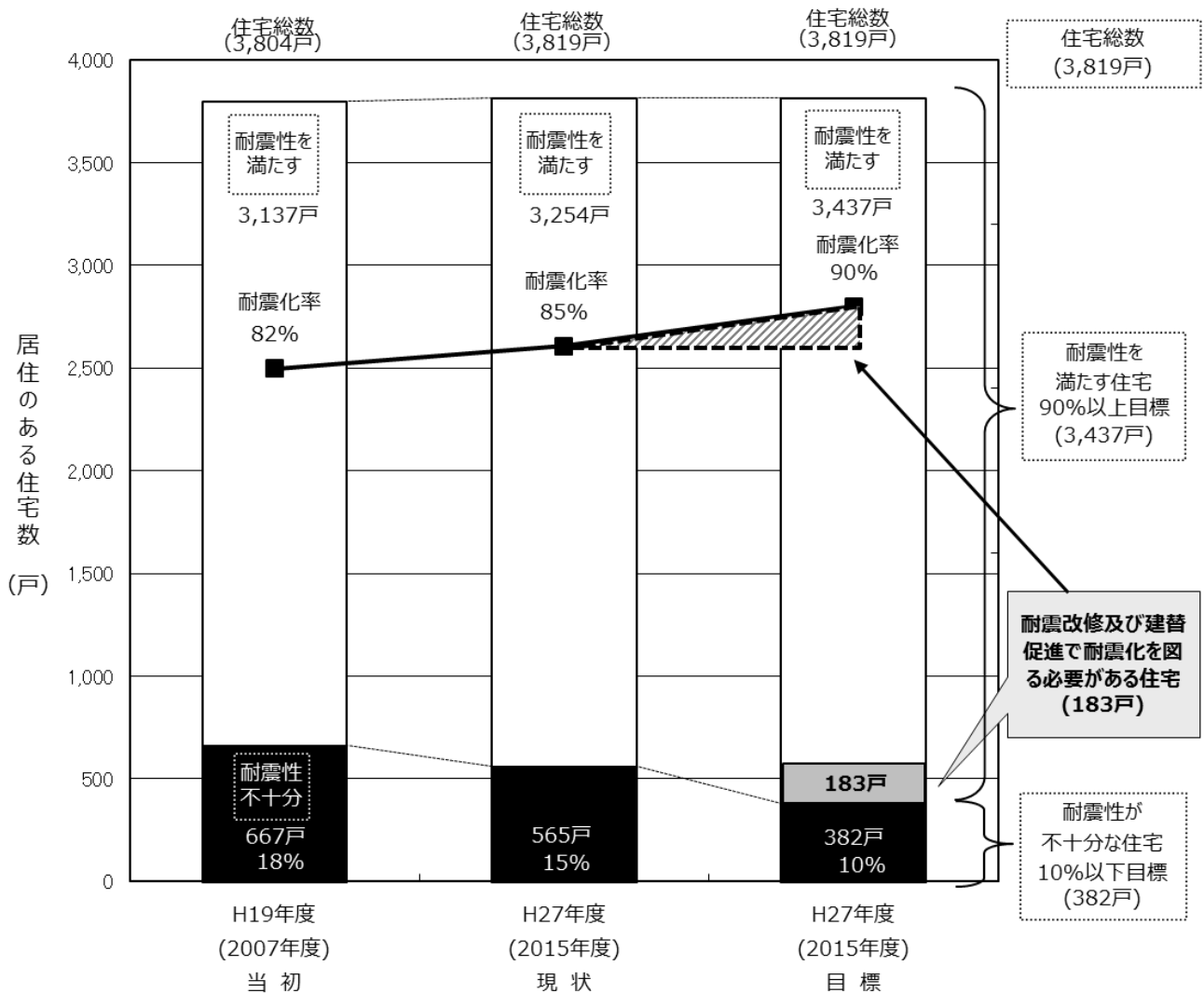
平成 20 年の太子町耐震改修促進計画における耐震化率の目標達成の状況は、下記のとおりである。耐震性が不足する住宅は、平成 19 年度 667 戸であったが、平成 27 年度時点では 565 戸まで減少している。

■ 住宅の耐震化率の推移

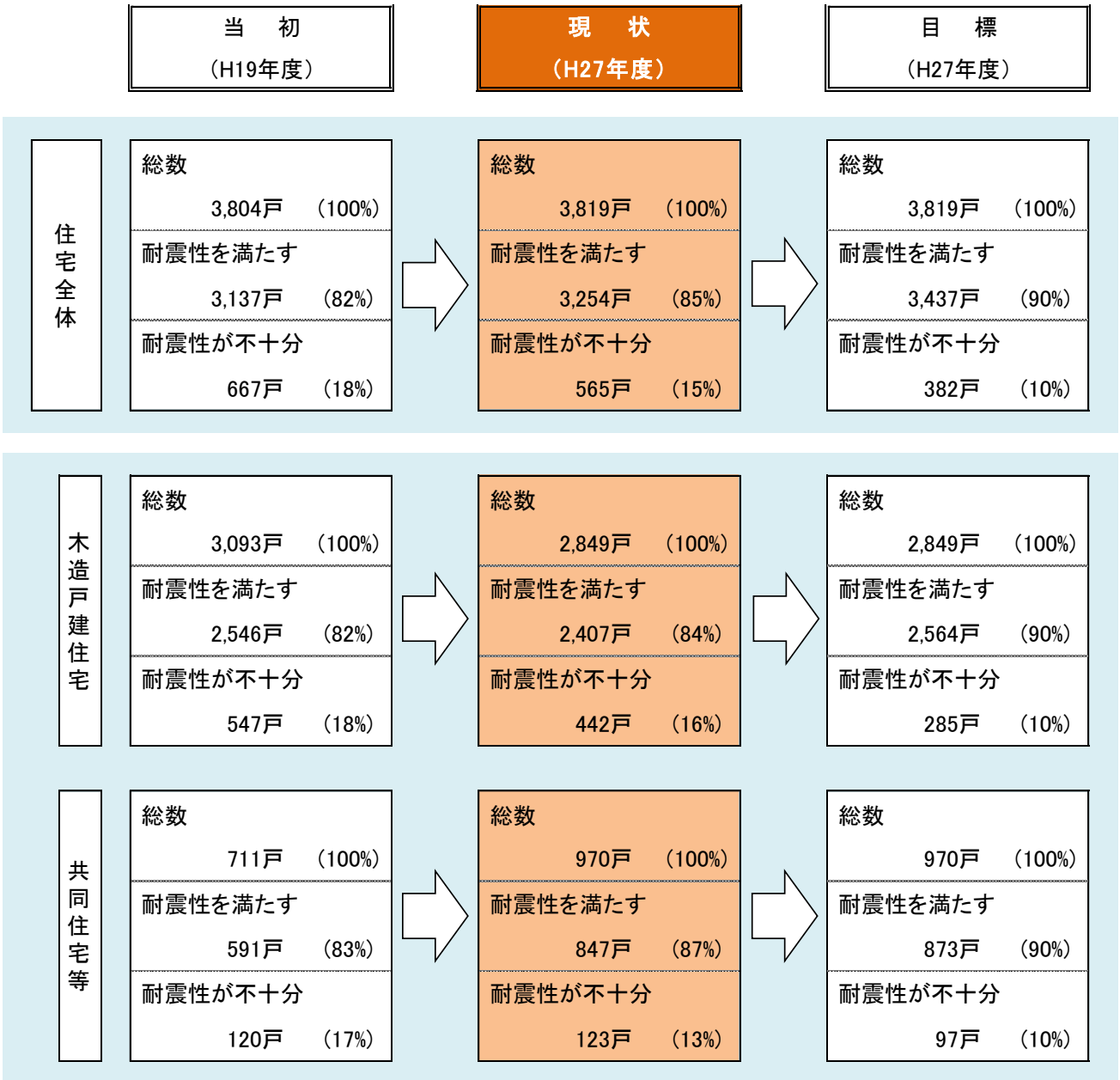
	目標	H19 年度	H27 年度
住宅全体	90%	82%	85%
木造戸建住宅	90%	82%	84%
共同住宅等	90%	83%	87%

※住宅・土地統計調査からの推計値

※共同住宅等：共同住宅、長屋、非木造戸建住宅



■ 住宅の耐震化状況（建て方別）



※住宅・土地統計調査からの推計値

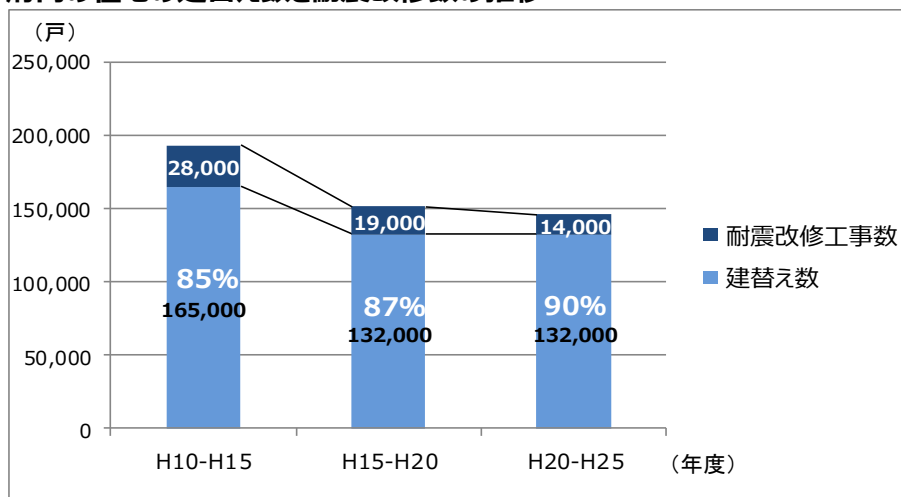
※共同住宅等：共同住宅、長屋、非木造戸建住宅

【府内全体の住宅の耐震化を取り巻く環境】

■ 建替えと耐震改修

耐震化率を算出する際の耐震化向上への寄与は、主に建替えと耐震改修による。平成20年から平成25年の間で府内全体の建替えた住宅数と耐震改修数を比較すると、概ね9：1の割合となっており、耐震化率を押し上げている要因が建替えであることを示している。

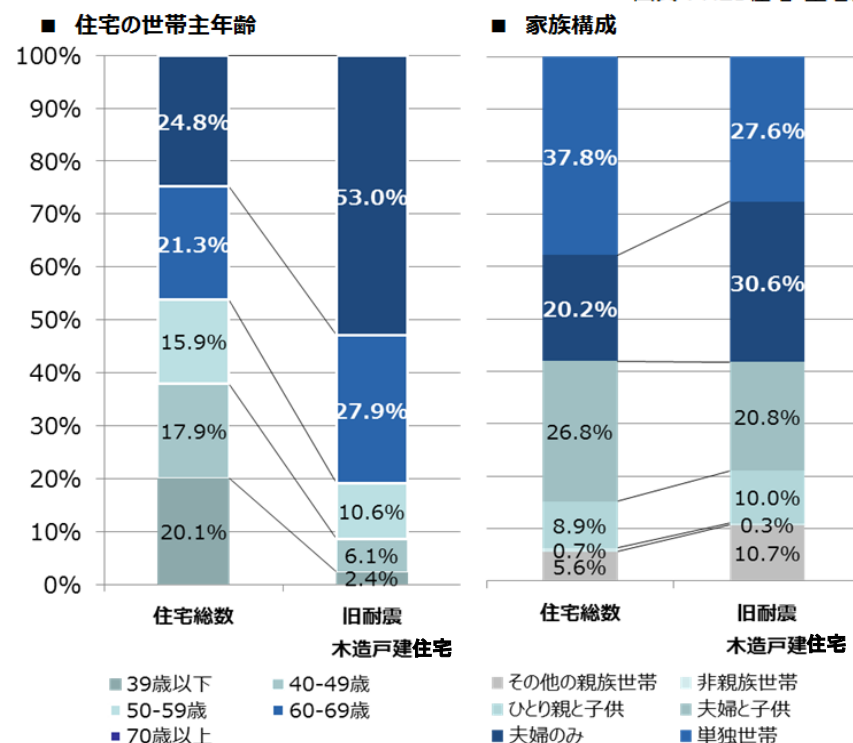
■ 府内の住宅の建替え数と耐震改修数の推移



■ 旧耐震木造戸建住宅の居住者の属性

世帯主の年齢は、住宅全体では60歳以上が5割に満たないのに対し、旧耐震木造戸建住宅では8割を超える。家族構成は、住宅全体に比べ、単独世帯の割合が少なく、夫婦のみ世帯の割合が多い傾向が見られる。

出典：H25住宅・土地統計調査



(2) 課題

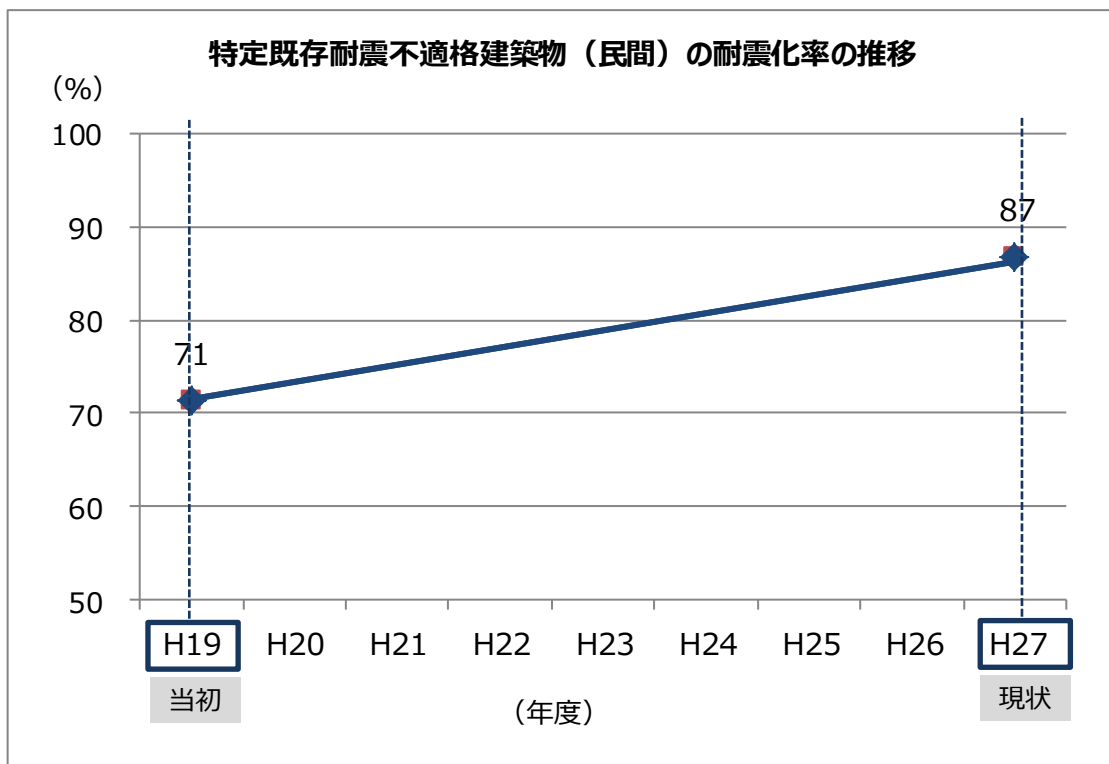
- ①耐震化率を引上げる最大の要素は建替えだが、建替えは社会経済情勢の変化に大きく影響される。
- ②民間住宅・建築物は法的な強制力が無いため、計画的な耐震化は容易ではない。
- ③耐震改修を行った分は着実に耐震化が進んでいるが、耐震化率への影響度が低いため、耐震改修施策の評価が低い。
- ④旧耐震木造戸建住宅の所有者の高齢化。
- ⑤チラシやパンフレットでは補助制度の内容が十分に伝えきれていない。

2. 多数の者が利用する建築物

(1) 現状

多数の者が利用する建築物（特定既存耐震不適格建築物【民間】）のうち、避難に配慮を要する者が利用する建築物等の耐震化率は91%と目標値（90%）を超えているが、全体としては87%である。

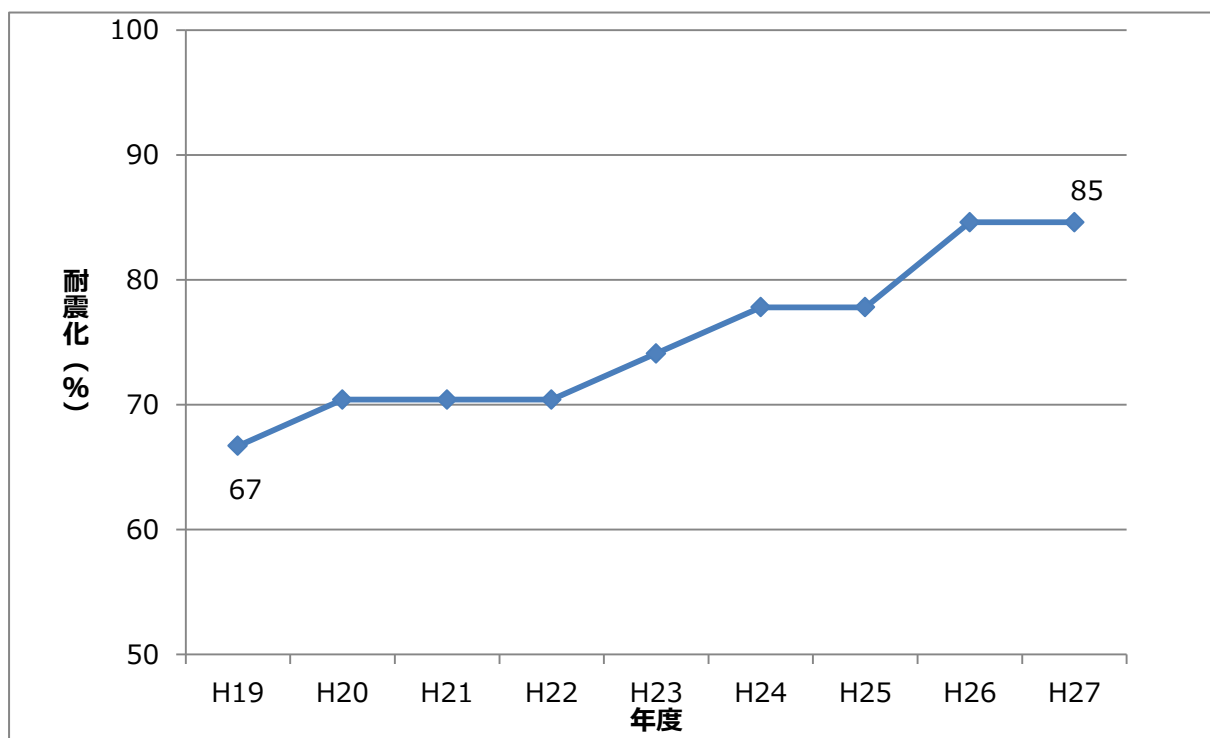
建築物の機能	棟数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
避難に配慮を要する者が利用する建築物等 （学校、病院、診療所、幼稚園、保育所、 老人ホーム等）	11	10	1	91%
特定多数の者が利用する建築物 （共同住宅、事務所等）	4	3	1	75%
合計	15	13	2	87%



3. 町有建築物

(1) 現状

町有建築物の内、耐震化を必要とする施設の耐震化率は全体で 85%である。ただし、町立学校園の耐震化は完了している。



	棟数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
当初 (H19 年度)	27	18	9	67%
現状 (H27 年度)	26	22	4	85%
目標 (H27 年度)				90%

※耐震化を必要とする施設：「太子町地域防災計画」に位置付けされている避難所など緊急性を有する施設。
(本庁舎、町立学校園、集会所等)

3. 基本的な方針

(1) 目標の定め方

これまでの「太子町耐震改修促進計画」では、耐震化率の向上を目標に定め、それを達成するためにさまざまな施策を展開してきた。この耐震化率は、新築や建替え、耐震改修、除却など、さまざまな要因から上昇する数値であり、社会経済情勢の変化等に大きく影響を受けることから、耐震化率だけで耐震化施策を評価することには限界がある。

しかしながら、安心・安全な生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化を住民一丸となって進めていくためには、住民がめざすべき共通目標として耐震化率を掲げることも大切である。

一方、行政の取組みとしては、耐震性が不足する危険な住宅を減らすための目標など、共通目標とは別に、個別に進行管理・評価できるような具体的な目標設定も、着実な耐震化促進のために必要なことである。

従って、本計画では、住民がめざす共通の大きな目標と、耐震性が不足する住宅・建築物を減らすための具体的な目標という2段階の目標を掲げ、耐震化促進のための取組みを進めていく。

(2) 取組みの視点

取組みにあたっては、最終的に住民が耐震性のある住宅に住み、耐震性のある建築物を利用できるようになるという観点から、耐震改修だけでなく、建替え、住替えなど、さまざまな施策に総合的に取り組む。

そのため、施策効果の高いものから優先順位をつけたり、住む人のニーズや住宅の種別、地域特性に合った耐震化を促進する。

(3) 役割分担

住宅・建築物の所有者は、住宅・建築物の耐震化を自らの問題として捉え、自主的に取り組むことが大切である。このため、耐震診断及び耐震改修、建替え、除却などの耐震化は、原則として所有者が自らの責任で行うものとする。

一方、住宅・建築物は連担して都市を構成する社会資本である。耐震性の向上により災害に強いまちが形成され、より多くの住民の生命・財産を保護することが可能となる。よって、行政（大阪府及び本町）は、耐震診断及び耐震改修、建替えなど、住宅・建築物の所有者が行う耐震化の取組みをできる限り支援する。町有建築物の耐震化については、自らが掲げる耐震化を推進するための方針などにに基づき、着実に取組みを進めていく。

関係団体や企業、NPO 法人等の住宅・建築物に関わるすべての事業者は、市場において適切に住宅・建築物の耐震化（耐震改修・建替え・除却・住替え）が図られるよう、社会的責務を有することを認識し、建物所有者等から信頼される取組みを実施するものとする。

（４）計画期間

計画期間は、「住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪」に基づき、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とする。

4. 目標

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率と具体的な目標の2段階の目標は、次の設定とする。

目標1 耐震化率

安心・安全な生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化を住民一丸となって進めていくため、新築や建替え、耐震改修、除却など、さまざまな手法により、住民がめざすべき目標として掲げるもの。

①住宅の耐震化率：平成37年度までに 95%

②多数の者が利用する建築物の耐震化率：平成37年度までに 95%

目標2-1 民間住宅・建築物の具体的な目標

危険な住宅・建築物を着実に減らすため、耐震化率の目標とは別に、個別に進行管理・評価できるような具体的な目標として掲げるもの。

1. 住宅

- ・危険な住宅を着実に減らすため、住宅565戸すべてを対象に確実な普及啓発を行う。
- ・特に耐震化の遅れている木造戸建住宅について、重点的な施策展開を行うものとする。

2. 多数の者が利用する建築物

- ・耐震性が不足するすべての建築物を対象に確実な普及啓発を行う。

目標2-2 公共建築物等の具体的な目標

1. 町有建築物

- ・引き続き耐震化を進め、災害時でも必要な業務を継続できるよう取組む。

5. 目標達成のための具体的な取組み

1. 住宅

(1) 確実な普及啓発

所有者本人が、耐震化に対する理解を深め、自らの課題として捉えるような確実な普及啓発を進める必要がある。広報による周知の他、効果が高い戸別訪問やダイレクトメール（※）などの取組みを重点的に行う。

※ダイレクトメール：昭和 56 年以前の住宅の所有者に対し、耐震化の必要性を示すチラシや補助制度の案内を送付するなど。



(2) 耐震化の支援

① 住む人に合った耐震化

住宅の所有者は、年齢、家族構成、収入などの属性がそれぞれ異なり、将来の住まい方についてもそれぞれの考え方がある。住む人の属性や将来の住宅に関する考え方によって、耐震化の方法が選択できるような耐震化メニューの見える化（分かり易い工事費や工事期間など）を行い、住む人に合った耐震化方策を検討する。

② 建物に合った耐震化

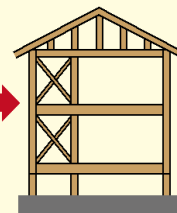
木造戸建住宅の建築工法には、大別して在来工法と伝統工法があり、一般的な耐震診断・耐震改修は在来工法を基準にしている。しかし、伝統工法の木造戸建住宅においては、その特長である変形性能を生かした耐震診断、耐震補強を行う必要がある。このように建物に合った耐震化メニューを作成し、耐震化を促進する。

また、在来工法の耐震診断と比べて費用が大きい伝統工法の耐震診断など、支援施策のあり方について検討する。

計算方法の違いと特徴

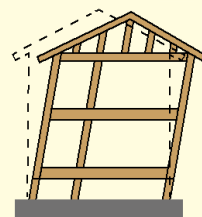
在来工法（許容応力度等計算）

地震の力



横から力がかかっても倒壊しないだけの強度を持つように設計する。変形の影響は細かく考えない。

伝統工法（限界耐力計算）



変形の影響を考える。柱などにひびが入り、建物は変形して大きく揺れるという設定も可能になる。地盤の状態も考慮する。

地震の揺れ

③生命を守る耐震化

所有者の事情や建物の状況から、建物全体の耐震改修が困難な場合に、耐震化をあきらめている所有者が多い。これらの所有者に対し、一部屋だけを耐震化する「耐震シェルター」の設置など、最低限「生命を守る」改修等についても促進する。

また、住宅の耐震改修が困難な場合に、地震により住宅が倒壊しても、安全な空間を確保し命を守ることができるよう、防災ベッドや耐震テーブルの活用を促進する。

(耐震シェルターの例)



④住替えや建替え促進

耐震改修への誘導だけでなく、将来の住まい方によっては、高齢者向け住宅への住替えや建替えなどが、耐震化施策を進める有効な手段である。関係機関と連携した促進策を検討する。



(サービス付き高齢者向け住宅)

⑤リフォーム事業者との連携等

耐震改修を実施した所有者の多くは、同時にリフォームを行っており、リフォームに併せた耐震改修をさらに幅広く進める必要がある。そのため、リフォームに併せた耐震改修に取り組めるようなリフォーム事業者との連携を強化する。

また、リフォームに併せた耐震改修は、費用負担の軽減や工期の短縮など、所有者にとって利点が多いことを、住民に広くPRする。

⑥昭和56年以降の木造戸建住宅の耐震化等の普及啓発

阪神淡路大震災では、昭和56年以降の比較的新しい木造戸建住宅の一部においても倒壊等が発生している。そのため、特に建築基準法の構造規定が改正された平成12年以前の木造戸建住宅については、耐震化の普及啓発を検討する。

また、昭和56年以降に建設された木造戸建住宅についても、しっかりとメンテナンスを実施し、性能を維持していくことが大切であることを普及啓発する。

2. 多数の者が利用する建築物

(1) 確実な普及啓発

多数の者が利用する建築物は、震災等の被害が甚大になることが予想される。そのため所有者が耐震化の重要性を理解し、対策を講じられるよう戸別訪問やダイレクトメール等による普及啓発を実施するとともに、電話等により耐震化を働きかけるなど、粘り強く確実な普及啓発を行う。

(2) 耐震化の支援

これまで、多数の者が利用する建築物すべてを対象とした耐震診断補助制度により支援を行ってきた。今後とも幅広い支援を継続し、耐震化を促進していく。

(3) 各種認定による耐震化促進

大阪府と連携し、次のとおり耐震改修促進法に基づく各種認定制度を活用して建築物の耐震化を促進する。

① 耐震改修計画の認定(法第 17 条)

概要：認定を受けた計画に係る建築物については、既存不適格建築物の制限の緩和など建築基準法の規定の緩和・特例措置を受けられるもの。

② 建築物の地震に対する安全性の認定(法第 22 条)

概要：耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できるもの。

③ 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定(法第 25 条)

概要：耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）について、耐震改修を行う場合の決議要件を緩和するもの。

3. 町有建築物の耐震化への取組み

これまでは、災害時に重要な機能を果たす建築物の耐震化の取組みを進めており、特に町立学校園については、耐震化が完了している。

引き続き、災害時の避難所など緊急性の高い施設について、計画的に耐震化を進めるとともに、今後は住民生活を支えるために震災などの災害時でも必要な業務を継続できるよう、より積極的に取組んでいく必要がある。

4. 国及び府有建築物等の耐震化への取組み

国及び大阪府の所有する施設については、国が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」、及び大阪府が定める「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」に基づき耐震化を促進するものとする。

6. 耐震化の促進への社会環境整備

(1) 耐震改修以外の建替えや住替え等による促進

耐震改修だけでなく、将来の住まい方によっては、高齢者向け住宅への住替え支援や建替えを促進することも耐震化を進める有効な手段であり、関係機関と連携した促進策を検討する。

(2) 税の抜本改正や支援制度の拡充

耐震改修を行った場合の所得税及び固定資産税の税控除額の拡大や、その他耐震化の促進に直結するような新たな税制改正、耐震改修にかかる国庫補助の拡充や新たな補助の創設などについて、大阪府を通じて国へ提案・要望を行う。

(3) 住宅ローンや保険制度の拡充等、関係機関との連携

耐震化された住宅の購入や耐震リフォームにかかるローンの金利優遇などの検討を金融機関へ働きかけるとともに、耐震改修を行った住宅への地震保険の保険料率の優遇などの検討を保険会社に働きかける。さらに、移住・住みかえ支援機構や住宅流通事業者などと連携した高齢者の住替え促進策などを検討する。

(4) 中古住宅市場の活用

中古住宅市場において、耐震改修した住宅が適切に評価されるような環境整備について、大阪府を通じて国へ働きかける。

(5) 共同住宅の耐震化を促進

共同住宅の耐震化を促進するため、スムーズな合意形成の進め方や、耐震改修工事を行う際、入居者の仮住まいが必要になる場合の支援策などの研究を大阪府と連携して行う。

7. その他関連施策の促進

1. 居住空間の安全性の確保

(1) 家具の転倒防止の促進

地震でたとえ建築物が無事であっても、家具の転倒による人的被害や転倒家具が障害となり、延焼火災等からの避難が遅れるなどの被害が発生している。

室内での人的被害を防ぎ、屋外への安全な避難を確保するためにも、家具固定の重要性について、パンフレット等により普及啓発を行う。

(2) 防災ベッドや耐震テーブル活用の促進

住宅の耐震改修が困難な場合、地震により住宅が倒壊しても、安全な空間を確保し、命を守ることができるよう、防災ベッドや耐震テーブルの活用を促進する。

2. ハザードマップの活用

本町では危険地域、避難場所などを示したハザードマップなどを作成し、町のホームページ掲載及び各戸配布をしている。引き続き、ハザードマップを活用し住民の防災意識や住宅の耐震化意欲の向上を図る。

3. 2次構造部材の安全対策

(1) ブロック塀等の安全対策

南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（大阪府）によると、地震発生時のブロック塀等の倒壊で、死者・負傷者が出る事が予想されている。大阪府と連携し、ブロック塀等の耐久性・転倒防止策等についての普及に努めるとともに、危険なブロック塀等の所有者へ注意喚起、安全な改修工法の普及を促進する。

(2) ガラス、外壁材、屋外広告物、天井等の脱落防止対策

【窓ガラスや外壁等】

地震時には、建築物のガラスが割れ、道路に大量に落下し負傷者等が発生する事態が生じてい

る。大阪府と連携して、窓に飛散防止フィルムを貼ることや外壁の改修工事による脱落防止対策について普及啓発を行うとともに、脱落の恐れのある建築物の所有者には改善指導を行うことなどを検討する。

【屋外広告物】

地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、大阪府屋外広告物条例により、設置者に対し、屋外広告物の許可申請時及び設置後の維持管理に際し、指導を行っている。今後も、大阪府と連携し、適切な設計・施工や、維持管理についての啓発に努めるほか、関係団体の協力のもと、幅広く屋外広告物の安全性の注意喚起を行う。

【天井】

東日本大震災では、体育館など大空間を持つ公共施設の一部において、天井材の一部落下などが発生し、人的・物的被害が発生した。

これを受け、平成26年4月に建築基準法関係法令が改正され、これにより、国が指定する「特定天井」について、国が定める技術基準に従って脱落防止対策を講ずべきことが定められるとともに、時刻歴応答計算等の構造計算の基準に天井の脱落防止の計算を追加する等の改正が行われた。

今後は、大阪府と連携し、国の技術基準に適合していない特定天井については、脱落防止対策を行うよう普及啓発を実施するとともに、脱落の恐れのある施設の所有者及び管理者には、大阪府より改善指導を行うことなどを検討する。

（3）エレベーターの閉じ込め防止対策

地震発生時には、エレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害が頻発している。大阪府と連携し、定期検査等の機会を捉え、現行指針に適合しないエレベーターの地震時のリスク等を建物所有者等に周知し、安全性の確保を推進する。

また、パンフレット等により、建物所有者等に日常管理の方法や地震時の対応方法、復旧の優先度・手順等の情報提供を行う。

8. 推進体制の整備

目標の達成には、さまざまな分野の連携による施策の展開が必要なことから、部局を横断した体制づくりや、大阪府、国はもちろんのこと、住民、民間事業者などが、協働して取り組むことができる体制を整備する。

1. 庁内等の連携

木造戸建住宅については、所有者が高齢化していることや、今後は耐震改修だけでなく、建替え、除却、住替えなど、さまざまな施策による耐震化の促進が必要なため、高齢者向け住宅や福祉施策を所管する部局と連携を図る。また、多数の者が利用する建築物については、学校や社会福祉施設などを所管する部局などと横断的に連携を図る。

また、庁内全体の防災を取りまとめる危機管理部局や、町有建築物を所管する部局と、耐震化に関連する事項を把握するため、十分に連携を図る。

2. 所管行政庁との連携

(1) 緊急交通路の沿道建築物の耐震化

地震災害発生時における緊急交通路として、大阪府地域防災計画に定める広域緊急交通路及び太子町地域防災計画に定める地域緊急交通路を下記のとおり位置付け、沿道建築物の耐震化を促進する。

広域緊急交通路	地域緊急交通路
○府道美原太子線（新） （町域全線）	○府道美原太子線（旧） （町域全線）
	○国道 166 号 （町域全線）

(2) 指導等

耐震改修促進法に基づき、所管行政庁である大阪府に協力し、緊急交通路沿道建築物や特定既存耐震不適格建築物について、必要な指導、助言等を行うものとする。

3. 大阪建築物震災対策推進協議会との連携

府内の建築物等の震災対策を支援し促進していくため、公共・民間の団体が連携して、協議会を平成10年に設立した。

これまで、各種講習会の開催、技術者の育成、耐震改修マニュアルの作成など、耐震性向上に向けたさまざまな事業に取り組んできた。大阪建築物震災対策推進協議会における各事業は、今後も引続き関係団体と連携を図りながら、事業推進に努めるものとする。

主な事業内容

- 耐震診断・耐震改修相談窓口の開設
- 技術者向け耐震診断・耐震改修講習会の開催
- 所有者向け耐震診断・耐震改修説明会の開催
- 被災建築物応急危険度判定士講習会による判定士の養成
- ビデオ、パンフレットの作成及び配布

4. 関係団体との連携

住宅の耐震化の普及啓発や、リフォームに併せた耐震改修の普及活動等、建築関係団体や事業者団体との連携を図りながら実施に努める。

5. 自主防災組織、自治会等との連携

建物の耐震化を含めた防災意識の向上や防災情報の共有を行うことで、より地域に根ざした対策を講じることが重要であるため、自主防災組織、地元自治会と連携を強化して取り組む。

用語の解説

○南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震とは、駿河湾から東海地方、紀伊半島、四国にかけての南方沖約 100km の海底をほぼ東西に走る長さ 700km の細長い溝「南海トラフ」を震源域として発生が想定されるマグニチュード 9 クラスの巨大地震を言う。

○東南海・南海地震

「東南海地震」とは、遠州灘西部から紀伊半島南端までの地域で発生する地震のこと。

「南海地震」とは、紀伊半島から四国沖で起こる地震のことをいう。東南海・南海地震はこれまで過去に 100～150 年間隔で繰り返し発生しており、今世紀前半に発生する可能性が高いと予想されている。

○直下型地震

内陸部などの地中の浅い場所で発生する地震。活断層（約 200 万年前から現在までの間に動いたとみなされ、将来も活動することが推定される断層）において、地球を殻のように覆うプレート（岩板）内部に圧力がかかってひずみが蓄積、一部が破壊して起きる。大阪府周辺の活断層には、「上町断層帯」、「生駒断層帯」、「有馬高槻断層帯」、「中央構造線断層帯」などがある。

東南海・南海地震のように、日本列島近くの太平洋海底でプレートが跳ね上がって起きる「海溝型地震」に比べると一般的に規模は小さいが、震源に近い地域では被害が大きくなりやすい。

○耐震改修促進法

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成 7 年 12 月 25 日に「耐震改修促進法」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされた。

その後、平成 17 年 11 月 7 日に改正耐震改修促進法が公布され、平成 18 年 1 月 26 日に施行された。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務づけられ、市町村においては努力義務が規定された。

さらに東日本大震災を受け、再度、平成 25 年 11

月 25 日に施行された改正耐震改修促進法では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なものや、都道府県等が指定する避難路沿道建築物等について、耐震診断を行い報告することを義務付けし、その結果を公表することとしている。また、耐震改修を円滑に促進するために、耐震改修計画の認定基準が緩和され、対象工事が拡大され新たな改修工法も認定可能となり、容積率や建ぺい率の特例措置が講じられた。

○耐震改修促進計画

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるものとし、市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとされている。

○耐震基準

現行の耐震基準は、「新耐震基準」と呼ばれているもので、昭和 56 年（1981 年）の建築基準法の大改正以降、数度の見直しが行われたもの。

昭和 25 年 建築基準法 制定	建築基準法施行令に構造基準が定められる (許容応力度設計が導入される)
昭和 34 年 建築基準法 改正	防火規定が強化 ・木造住宅においては、壁量規定が強化された 床面積あたりの必要壁長さや、軸組の種類・倍率が改定された
昭和 46 年 建築基準法 施行令改正	昭和 43 年の十勝沖地震を教訓に、鉄筋コンクリート造の柱のせん断補強筋規定が強化 ・木造住宅においては、基礎はコンクリート造又は鉄筋コンクリート造の布基礎とする。風圧力に対し、見附面積に応じた必要壁量の規定が設けられた

昭和 56 年 建築基準法 施行令改正	新耐震基準 昭和 53 年の宮城県沖地震後、耐震設計基準が大幅に改正され、新耐震設計基準が誕生した この、新耐震設計基準による建築物は、阪神大震災においても被害は少なかったとされている これを境に、「昭和 56 年 5 月以前の耐震基準の建物」や「昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準による建物」といった表現がされるようになる ・木造住宅においては、 壁量規定の見直しが行われた 構造用合板やせっこうボード等の面材を張った壁などが追加され、床面積あたりの必要壁長さや、軸組の種類・倍率が改定された
昭和 62 年 建築基準法 改正	準防火地域での木造 3 階建ての建築が可能となる
平成 7 年 建築基準法 改正	接合金物等の奨励
平成 7 年 耐震改修促進法 制定	平成 7 年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）を契機に、現行の耐震基準に適合しない既存建築物の耐震改修を促進させるために制度化された法律
平成 12 年 建築基準法 改正	一般構造に関する基準の性能規定化や構造強度に係る基準の整備、防火に関する基準の性能規定化等が行われる 木造住宅においては 1)地耐力に応じて基礎を特定。地盤調査が事実上義務化 2)構造材とその場所に応じて継手・仕口の仕様を特定 3)耐力壁の配置にバランス計算が必要となる

○耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるのかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価すること。

○耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備を行うこと。

p 2

○住宅・土地統計調査

我が国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が 5 年ごとに実施している。

p 4

○旧耐震木造戸建住宅

昭和 56 年の建築基準法の大改正以前（旧耐震基準）に建てられた戸建て木造住宅のこと。

p 6

○多数の者が利用する建築物 （特定既存耐震不適格建築物）

耐震改修促進法で定められている学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上で多数の人々が利用する建築物。

p 11

○在来工法

梁と柱を主体とし筋交いや構造用合板等で構造的な壁をつくる一般的な木造の工法。

○伝統工法

近世の農家・町家などに用いられている、日本の伝統的技術が生かされた工法。地域の気候・風土に適應してわが国の木造建築物の主要な工法として発展してきた。土壁が基本で、貫や差し鴨居等が多く用いられている。

○許容応力度等計算

建築物の部材に生じる力を計算する 1 次設計と、地震力によって生じる変形量を計算する 2 次設計とを合わせた総称で、1 次設計として中程度の地震に対して部材の応力度を許容応力度内に抑えるようにし、2 次設計では部材が降伏しても建築物全体としては倒壊しないように必要な強度と粘りをもたせるように算定する。

○限界耐力計算

建築物の安全性を確認する計算方法の一つ。限界耐力計算では、地震に対して、建築物を1つの振子と仮定してゆれの程度を計算する。地震の際に許す変形（限界変形）とそのときの地震力に抵抗する建築物の限界となる耐力（限界耐力）を把握することにより、建築物の安全性を確認する。

p 12

○耐震シェルター

住宅等の一部屋を鉄骨などで補強して、地震の際の緊急避難場所とし、建築物が倒壊した場合においても、安全な空間を確保する。

○防災ベッド

就寝中に地震により家屋が倒壊しても、生命を守ることができる安全な空間を確保することを目的とした、鋼製の防護フレーム等が取り付けられているベッド。

○耐震テーブル

普段はテーブルとして、いざというときはテーブル型シェルターとして、地震の際の落下物などから身を守ることができる。

○サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する高齢者向け住宅のこと。

p 13

○建築物の地震に対する安全性の認定

所管行政庁において耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物についてその旨を表示できる制度。



(表示プレート見本)

p 16

○ハザードマップ

災害予測図、危険範囲図、災害危険個所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したものだ。地震被害予測図、地すべり危険区域マップ・液状化予測図等、それぞれの災害の種類に応じて策定されている。過去にあった災害の解析に基づき、地形・地質・植生・土地利用などの条件により危険度を判定し、通常は危険度のランク付けがなされている。

p 18

○大阪府地域防災計画

府域における災害に対処し、府民の生命、身体及び財産を保護するため、大阪府が災害対策基本法に基づき策定している計画。防災に関し、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めている。

○太子町地域防災計画

災害対策基本法に基づき作成する防災計画。計画は、対象とする災害に応じ、総則・災害予防対策編・地震災害応急対策編・風水害応急対策編・その他災害応急対策編・災害復旧・復興対策編に分かれている。(平成27年3月修正)

○広域緊急交通路

災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の輸送等を迅速かつ的確に実施するためにあらかじめ大阪府地域防災計画で位置づけられている道路。(概ね広域幹線道路が指定されている。)

○地域緊急交通路

広域緊急交通路と本町が自ら選定した災害対策本部、防災拠点、災害時用臨時ヘリポート、避難所など主要施設を連絡するためにあらかじめ太子町地域防災計画に位置づけられている道路。

太子町耐震改修促進計画

〒583-8580

大阪府南河内郡太子町大字山田88番地

太子町まちづくり推進部にぎわいまちづくり課

平成28年12月発行

電話：0721-98-0300

FAX：0721-98-4514

E-mail：matidukuri@town.taishi.osaka.jp